

名古屋港カーボンニュートラルポート形成プラットフォーム規約

名古屋港カーボンニュートラルポート形成プラットフォーム（以下「本会」といいます。）は、名古屋港の脱炭素化に向けた取組を活発化し、名古屋港の魅力を高めて関連産業の誘致など好循環を生み出すことにより、カーボンニュートラルポートの形成をより一層推進することを目的とし、国土交通省中部地方整備局及び名古屋港管理組合が会員間の連携を強化する場として設置するものです。

（活動内容）

第1条 本会は、次の各号に掲げる活動をします。

- (1) 会員データベースの共有 会員間において会員の情報を共有し、会員同士で連絡を取り合う等、連携の強化を図るものです。
- (2) メールマガジンの配信 会員の脱炭素に向けた取組、本会が主催する各種イベントのお知らせ等について、会員に対し情報を発信するものです。
- (3) オンラインプレゼンテーションの開催 会員等がテーマに沿った課題又はソリューションの情報発信を行い、他の会員及び聴講者と意見交換を行うものです。
- (4) ポスターセッションの開催 会員等が会場にポスター等の展示を行い、他の会員及び来場者と意見交換等を行うものです。
- (5) その他 前各号に掲げるもののほか、本会が前文の目的を達するために必要と認める活動を行うものです。

（会員）

第2条 前条に定める活動に参加するためには、入会手続きを行い、本会に会員として登録する必要があります。

- 2 入会の申込みができるのは、本会の目的に賛同する名古屋港で事業活動を行う又は行う予定のある民間事業者及び業界団体等です。
- 3 入会を希望する場合は、入会申込書により、本会の活動に必要な真実かつ正確な最新の情報を提供し、入会を申し込むものとします。
- 4 本会は、入会申込書の内容を精査し、入会申込書を提出した者に対し、会員として登録したこと又は登録ができなかったことを通知します。
- 5 会員は、入会申込書の記載事項等に変更があった場合は、速やかに本会に届け出るものとし、本会が常に最新の情報を維持できるよう努めるものとします。
- 6 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、本会は、当該会員を除名又は一時的にその活動を停止させることができます。
 - (1) 会員の活動の全部又は一部に、不正確、不実、若しくは虚偽の、又は誤認を生じさせる内容が含まれているとき。
 - (2) 会員が解散又は営業を停止したとき。

(3) 本会の運営に重大な支障が生じると認められたとき。

(禁止行為)

第3条 本会の活動においては、故意又は過失を問わず、次の各号のいずれかに該当し、又はそのおそれがある行為は、その形態にかかわらず、行うことはできません。

- (1) 公序良俗に反するもの
 - (2) 犯罪的行為及びその助長又はその実行を明示又は暗示するもの
 - (3) 他者の知的財産権（著作権、意匠権、特許権、実用新案権、商標権及びノウハウが含まれますが、これらに限定されません。）、その他の財産権、プライバシー権、肖像権、その他これに準ずる権利を侵害するもの及び経済的損害を与えるもの
 - (4) 他者を誹謗中傷し、その名誉を傷つけ、その他精神的損害を与えるもの及び他者の評判を毀損し、信用不安を引き起こし、他者に迷惑をかけ、又は不快感を与えるもの
 - (5) 法令、これに準ずるガイドライン、準則等に反するもの
 - (6) 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似するもの及び公職選挙法に抵触するもの
 - (7) 無限連鎖講及びマルチ商法又はそれに類するもの
 - (8) 商品投資及び集団投資スキームへの勧誘（公益を目的としたものを除きます。）又はこれらに類するビジネスへの勧誘を目的とするもの
 - (9) 特定の宗教に関する布教活動又は反対活動等を目的とするもの
 - (10) 人種、民族、信条、性別、社会的身分、居住場所、身体的特徴、病歴、教育、財産及び収入等を根拠にする差別その他の差別を助長し又は想起させるもの
 - (11) 他者の設備（本会の活動に使用される通信設備、通信回線、電子計算機その他の機器及びソフトウェア等をいいます。）に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為、コンピューターウイルス等の不正若しくは有害なプログラム、スクリプト等を送信し、書き込み、又は他者が受信可能な状態におく行為、本会の活動においてアクセス可能な情報を改ざん又は消去する行為、不正に情報やデータを収集する行為及びこれに至らない全ての不正アクセス行為
 - (12) 個人的なクレーム又はトラブルに関するもの及び本会の活動に関連のないもの
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、本会の趣旨に反するもの、本会の運営又は活動を妨げ、又は本会の信用を毀損するものその他本会が不適切と判断する行為
- 2 前項の規定に反すると本会が判断した場合、本会は、当該違反を行った者に事前に通知することなく、本会の裁量により当該違反状態を取り除くものとし、当該違反を行った者が会員の場合は、除名を含めたしかるべき処置をとります。本会が本項に定める措置を講じたことにより、当該違反を行った者又は第三者に不利益又は損害が発生しても、本会は一切責任を負いません。
- 3 第1項各号の内容は、この規約の改定により適宜変更追加修正される場合があるものとし、本会の活動に参加する場合には、常に最新の内容を確認するものとし

す。

(反社会的勢力の排除)

第4条 本会は、法令に基づき、反社会的勢力との関係を遮断しており、本会の活動に参加する者又は会員が、現在又は過去において次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、会員の入会申込を拒否し、若しくは除名し、又は本会における活動を拒むことができます。

- (1) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいいます。以下同様とします。）に暴力団員等がいるとき。
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしているとき。
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしているとき。
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、本会が行う活動において妨害（不法な行為等で、本会の活動の障害となるものをいいます。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいいます。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、本会への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行なわなかったとき。

2 本会が前項の規定に基づき会員の入会申込みを拒否し、若しくは除名し、又は本会における活動を拒む場合、当該者に不利益又は損害が発生しても、本会は一切責任を負いません。

(権利の帰属)

第5条 本会が提供する情報（データ、文書、ソフトウェア、音楽、写真、映像、ビデオ、メッセージ、文章、文字、デザイン、ロゴマーク等を含みますが、これらに限られません。）の全部又は一部に係る著作権、商標権その他の知的財産権及び肖像権、パブリシティ権その他の一切の権利は、本会又は正当な権利者に帰属します。

(商標の無断転用・転載の禁止)

第6条 本会が使用する全ての商標は、本会における商標若しくは登録商標又は権利者が

ら許諾を得た商標若しくは登録商標であり、これらが無断で転用・転載することを禁止します。

(機密の保持)

第7条 本会の活動に参加する者は、本会の活動をきっかけとした全ての取引又はその過程において、取引の相手方たる者から機密である旨を示されて開示される機密情報、取引遂行中に知り得た機密情報及び取引の相手方が保持する個人情報等を全て機密として保持し、当該相手方との取引の目的以外には一切使用せず、第三者に開示又は漏えいしないものとします。

2 前項の規定にかかわらず、本会の活動により機密情報又は個人情報を他者から取得した者（以下、「機密情報等受領者」といいます。）が、次の各号のいずれかに該当することを証明したものについては、機密情報から除かれるものとします。ただし、個人情報については第6号のみが適用されるものとします。

- (1) 既に公知、公用の情報
- (2) 開示を受けた時点で既に知得していた情報
- (3) 開示を受けた後に機密情報等受領者の責によらず公知、公用となった情報
- (4) 開示を受けた後に正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手した情報
- (5) 開示者が、第三者に開示することを文書により承諾した情報
- (6) 法令又は確定判決等により開示を義務付けられた情報

3 機密情報等受領者が機密情報を利用するに当たっては、開示目的を達成するために最小限必要な者に限定して開示するものとします。この場合、機密情報等受領者は、機密情報を開示された者が機密情報を漏えいし、又は開示目的以外に利用しないよう、監督その他の必要な措置を講ずる義務を負います。

4 機密情報等受領者は、機密情報を極秘にして取り扱い、そのために合理的な安全管理体制及び漏えい防止手段を講じる義務を負うものとします。

5 本会の活動に参加する者は、本会の活動に起因する取引又は交渉を開始する前に、必要に応じ、別途機密保持契約を締結し相互の機密保持に努めるものとします。また、当該機密保持契約の締結の有無にかかわらず、本会の活動に起因する取引及び交渉に関し、相互に本条に定める機密保持義務を負うものとし、本会がそれらの機密保持義務の履行を保証するものではなく、機密保持義務違反について本会は一切責任を負わないものとします。

(個人情報の取扱い)

第8条 本会が取得する個人情報の取扱いは、法令及び本会が定めるプライバシーポリシーその他別に定めがあるもののほか、名古屋港管理組合の例によるものとします。

2 本会の活動においては、その目的の範囲内において、個人を特定できない形で個人情報に関する事項が公開される場合があります。

(事務局等)

第9条 本会の運営は、国土交通省中部地方整備局及び名古屋港管理組合において行い、その事務局は、名古屋港管理組合企画調整室に置くものとします。

(規約の変更及び改定)

第10条 本会は、民法(明治29年法律第89号)第548条の4第1項に基づき、この規約を随時変更又は改定することができるものとします。

2 この規約を変更又は改定する場合は、名古屋港管理組合のホームページに掲載する方法により、変更後の内容並びにその効力発生時期を周知します。

3 変更後の規約は、効力発生日から効力を生じるものとし、会員又は本会の活動に参加する者は、本会における活動を継続することにより、変更後の利用規約に対する有効かつ取消不能な同意をしたものとみなします。

(準拠法)

第11条 この規約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、この規約及び本会の活動に起因又は関連する全ての紛争(契約、不法行為、その他の法的責任を追究するものを含みますが、これらに限られません。)は、日本法に準拠して解決するものとします。

(専属管轄)

第12条 この規約及び本会の活動に起因し又は関連して紛争が生じたときは、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、事務局が定めます。

附 則

この規約は、令和4年7月20日から施行します。